

第 2 2 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月8日（火）午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室
3. 出席委員 10人
 - 1 番 横山 正行
 - 2 番 金子 節夫
 - 3 番 松崎 マサエ
 - 4 番 松島 章倫
 - 5 番 小林 修
 - 6 番 中村 政五郎
 - 7 番 島田 信成
 - 8 番 高田 洋子
 - 9 番 天谷 豊
 - 10 番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事 小林 智貴
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案
 - 議案第 6 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 議案第 6 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 第 3 報告
 - 報告第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長(天谷)	それでは只今より、第22回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局(國府田)	只今の出席委員数は、10名でございます。
会長(天谷)	事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第22回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。
	<会長挨拶>
事務局(國府田)	本日事務局長の吉田についてですが、ただいま議会中でございます。本来であれば間に合う目論見でしたが、長引いております間に合わないという状況でございます。ご了承承ります。
会長(天谷)	これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番島田信成委員、同じく8番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。
	次に議事日程第2、議案第64号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。
國府田(事務局)	議案第64号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年3月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。
	番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
4番(松島)	4番松島です。3月4日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請

<p>会長(天谷)</p>	<p>地は邑楽南地区地区計画区域内で市街地近傍小集団農地の第2種農地となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>2番(金子)</p>	<p>2番金子です。3月4日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は国道354号線から100メートル程度南に入った、スポーツレクリエーション広場の西側に隣接する畑で、市街地近傍小集団農地です。農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>します。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましましては、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番(松島)</p>	<p>4番松島です。3月4日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地はヤマト運輸邑楽町センター北東の十字路の角にありにその他第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当と</p>

<p>國府田(事務局)</p>	<p>いう意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、4番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>3番(松崎)</p>	<p>3番松崎です。3月4日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字五料地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は国道122号線五料の交差点から北へ100メートルくらい進んだ場所にあります。市街地近傍小集団農地の第2種農地となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第65号農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。先に、議事日程と一緒に配布しました、令和4年4月、農用地利用集積計画(案)について農業振興課より、説明願います。</p> <p>唐澤(農業振興)</p> <p>今回の追加議案は農用地利用集積計画の公告ということ</p>

課)

で、農地の利用権設定についてということですが、邑楽町では本来5月と11月の年2回の公告をもって利用権設定がされますが、今回は4月分の公告の農用地利用集積計画となります。このことに至った経緯といたしましては、令和3年の1月から就農をしている方から、令和4年度の新規就農者に対する国の補助金に申請したいということで令和4年2月の下旬に申し出がありました。その補助金についてですが、これは以前からある国の補助金でして、来年度制度改正行われます。しかし現時点で来年度制度改正が行われる補助金の要綱が国から示されていないので、現行制度の要件で事務を進めるしかない状況であります。そして現行制度の交付要件の1つに、農地の所有権または利用権を交付対象者が有していることとあるのですが、その方は現在母親と叔父が所有している農地で耕作をしているため、その要件を満たしておりません。また未だに要綱が示されていないので国への申請期間がいつになるか分からないため、令和4年の5月1日より前に申請締切になることも考えられます。このことから農地の所有権または利用権を交付対象者が有していることという要件を、令和4年の4月1日の段階で満たすよう、通常の公告のタイミングではないのですが、こちらの内容を農業委員の皆様へ審議していただきまして、問題無く決定されれば公告させていただきたいと考えております。なお、この農用地利用集積計画というものは農業委員会の決定を経て定めるものでして、公告の時期については農業委員会の開催に合わせて月1回として市長村があったり、邑楽町のように5月と11月の年2回など、各市町村で設定することができますので、4月に公告すること自体は問題ないです。ただし我々とするとも今後5月11月以外で設定したいと要望があった場合については、今回のような国の補助金に関わるなど、農業経営や生活に直接的に影響するケースの場合は今回同様に対応したいと思いますが、基本的には利用権設定のタイミングは、現状通り原則5月と11月とさせていただきたいと思っております。

それでは令和4年度4月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積計画（案）をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。

次に、令和4年4月1日現在利用権設定状況（予定）をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集積率については、前回比で0.32%の増となります。

<p>会長(天谷)</p>	<p>した。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしく願 いいたします。</p> <p>農業振興課からの説明が終わりました。これより質疑に 入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いし ます。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。農 用地利用集積計画を決定することに賛成の方は挙手をお願 いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り決定いたし ます。</p> <p>次に、報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定に よる農地転用届出についてであります。1番から3番につ いて、事務局より一括して報告願います。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定による農 地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条 第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告 します。令和4年3月8日、邑楽町農業委員会長、天谷 豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるもので ございます。番号1番から3番につきまして、内容につい ては議案書記載の通りでありまして、資料については17 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたし ました。これで第22回邑楽町農業委員会総会を閉会いた します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年4月11日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 島田 信成

委員 高田 洋子